

## 大阪府学校教育審議会への諮問事項について

### 1 濟問事項

「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」

#### 審議テーマ

- 1 高等学校における知的障害のある生徒の受け入れ方策について
- 2 養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について

### 2 濟問理由

大阪府においては、障害のある児童生徒の教育は、子ども一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることを基本的なねらいとして、これまで推進してきた。

近年の国際的な動向として、障害による特別なニーズを認め、障害児を通常の教育の場で受け止めるという方向が示されている。

その中で、平成11年度、府立高等学校には、障害等により修学上配慮を要する生徒が、約1,500人在籍している。入学者選抜における受検上の取扱いの経過もあり、障害のある生徒の高等学校への入学が増加しているが、知的障害のある生徒については、定時制の課程への進学等、限られた範囲での受け入れに止まっている。

しかし、高等学校への進学率が約96%に達していることや、小・中学校において、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育が行われている状況を踏まえるとき、知的障害のある生徒が生涯にわたって自立していくための教育を高等学校においても積極的に実践すべきであるとの要請が高まっている。

また、平成11年1月には、大阪府学校教育審議会からも、知的障害のある生徒の高等学校への受け入れ及び養護学校高等部の在り方についての検討が必要であるとの指摘を受けた。

このうち、養護学校高等部の在り方について、教育改革プログラム策定の中で検討を進めるとともに、高等学校への受け入れについては、府内関係各課による検討委員会を設置し、現行制度の中の様々な課題、その解決のための基本的な考え方と方向性について検討してきたところである。

今後は、より幅広く、かつ専門的な立場から議論を深め、知的障害のある生徒の後期中等教育の充実について、その具体的な方策を定めていくことが必要であることから、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。